

＜介護老人保健施設の必要入所定員総数（圏域別）＞

単位：人

老人福祉 圏域別	平成 20 年度			平成 21 年度			
	高齢者 人 口	入所定員数		高齢者 人 口	必要入所定員総数		
			高齢者比			高齢者比	20 年度比
区中央部	138,424	739	0.53%	140,962	1,135	0.81%	153.6%
区南部	202,375	670	0.33%	207,692	1,295	0.62%	193.3%
区西南部	234,019	999	0.43%	237,406	1,566	0.66%	156.8%
区西部	218,574	768	0.35%	221,777	1,348	0.61%	175.5%
区西北部	362,889	2,081	0.57%	370,221	2,539	0.69%	122.0%
区東北部	274,302	2,253	0.82%	283,639	2,489	0.88%	110.5%
区東部	246,842	1,990	0.81%	256,335	2,197	0.86%	110.4%
区部計(A)	1,677,425	9,500	0.57%	1,718,032	12,569	0.73%	132.3%
西多摩	80,814	968	1.20%	84,404	968	1.15%	100.0%
南多摩	273,029	2,317	0.85%	287,144	2,317	0.81%	100.0%
北多摩西部	120,798	1,285	1.06%	125,120	1,285	1.03%	100.0%
北多摩南部	177,088	1,456	0.82%	182,667	1,483	0.81%	101.9%
北多摩北部	147,563	1,119	0.76%	152,229	1,121	0.74%	100.2%
多摩計(B)	799,292	7,145	0.89%	831,564	7,174	0.86%	100.4%
島しょ	8,334	0	0.00%	8,512	26	0.31%	-
島しょ計(C)	8,334	0	0.00%	8,512	26	0.31%	-
合計 (D=A+B+C)	2,485,051	16,645	0.67%	2,558,108	19,769	0.77%	118.8%

老人福祉 圏域別	平成 22 年度				平成 23 年度			
	高齢者 人 口	必要入所定員総数		高齢者 人 口	必要入所定員総数		20 年度比	
		高齢者比	20 年度比		高齢者比	20 年度比		
区中央部	142,447	1,207	0.85%	163.3%	143,663	1,257	0.87%	170.1%
区南部	211,042	1,379	0.65%	205.8%	214,157	1,431	0.67%	213.6%
区西南部	238,958	1,656	0.69%	165.8%	240,380	1,803	0.75%	180.5%
区西部	223,464	1,427	0.64%	185.8%	225,469	1,541	0.68%	200.7%
区西北部	375,947	2,849	0.76%	136.9%	379,669	3,067	0.81%	147.4%
区東北部	289,284	2,673	0.92%	118.6%	292,285	2,926	1.00%	129.9%
区東部	261,695	2,356	0.90%	118.4%	270,628	2,416	0.89%	121.4%
区部計(A)	1,742,837	13,547	0.78%	142.6%	1,766,251	14,441	0.82%	152.0%
西多摩	86,620	968	1.12%	100.0%	88,523	968	1.09%	100.0%
南多摩	300,287	2,376	0.79%	102.5%	310,843	2,476	0.80%	106.9%
北多摩西部	129,446	1,285	0.99%	100.0%	133,296	1,349	1.01%	105.0%
北多摩南部	186,275	1,571	0.84%	107.9%	188,758	1,649	0.87%	113.3%
北多摩北部	155,285	1,144	0.74%	102.2%	157,633	1,198	0.76%	107.1%
多摩計(B)	857,913	7,344	0.86%	102.8%	879,053	7,640	0.87%	106.9%
島しょ	8,643	27	0.31%	-	8,799	32	0.36%	-
島しょ計(C)	8,643	27	0.31%	-	8,799	32	0.36%	-
合計 (D=A+B+C)	2,609,393	20,918	0.80%	125.7%	2,654,103	22,113	0.83%	132.9%

(3) 療養病床の転換支援

【現状と課題】

- 現在、療養病床には、介護保険を適用する介護療養型医療施設（以下、「介護療養病床」という。）と、医療保険適用の医療療養病床がありますが、介護療養病床については、平成23年度末に廃止し、医療療養病床も含めた再編成を行うこととされています。
- 療養病床の再編成に当たっては、いわゆる「社会的入院」の解消による介護保険及び医療保険の将来にわたる健全かつ安定的な運営を確保するのみならず、医療の必要な要介護高齢者が安心できる療養生活の継続が必要です。
- 国は療養病床の受け皿として介護療養型老人保健施設を創設しましたが、その施設要件を限定しており、療養病床転換を伴わない場合や既存老人保健施設からの転換を認めないため、今後急速に増加が予想される医療ニーズの高い要介護高齢者に対応するためにも、都として介護保険施設や医療療養病床等への転換を支援していく必要があります。

【施策の方向】

- 療養病床再編に伴い、介護療養型老人保健施設の施設要件を療養病床から転換した老人保健施設に限定しないよう、今後とも継続して国へ提案要求していきます。
- 介護療養型医療施設から他施設等への転換については、国の交付金に加え、都独自の整備費補助で事業者の負担軽減を図り、円滑な転換を支援します。
- 医療療養病床は、在宅で療養生活を送る高齢者のセーフティネットとして大変重要であることから、都における目標数を28,077床（平成24年度末）と定め、独自の整備費補助などを通じて必要数を確保します。

<平成20年度 療養病床からの転換に係る補助制度について>

介護老人保健施設やケアハウス等に転換する場合にその整備費用を補助します。

対象施設 (転換先)	補助基準額 (創設、改築、改修)	
	東京都	国交付金
介護老人 保健施設	創設：1床当たり 4,300 千円 (×促進係数※)	創設：転換1床当たり 1,000 千円
	改築：1床当たり 5,160 千円 (×促進係数)	改築：転換1床当たり 1,200 千円
	改修：1床当たり 2,150 千円	改修：転換1床当たり 500 千円

※ 促進係数：区市町村ごとの整備率（高齢者人口に対する竣工施設定員数）に応じて1.0から1.5倍の係数を乗じる。

<平成20年度 医療療養病床の整備に係る補助制度について>

医療療養病床の整備を行う場合にその整備費用を補助します。

対象施設※	補助基準額 (新設、改築、改修)	
	東京都	
病院 有床診療所	新設：1床当たり 5,300 千円 (補助率 1/2)	
	改築：1床当たり 6,360 千円 (補助率 1/2)	
	改修：1床当たり 2,650 千円 (補助率 1/2)	

※ 対象施設：一般病床から療養病床への転換、療養病床の新規開設に係る整備を支援することが目的となり、介護療養病床から医療療養病床への転換については対象としない。

＜介護療養型医療施設の必要入所定員総数（圏域別）＞

単位：人

老人福祉 圏域別	平成 20 年度			平成 21 年度			
	高齢者 人 口	病床数		高齢者 人 口	必要入所定員総数		
			高齢者比			高齢者比	20年度比
区中央部	138,424	99	0.07%	140,962	92	0.07%	92.9%
区南部	202,375	474	0.23%	207,692	461	0.22%	97.3%
区西南部	234,019	423	0.18%	237,406	403	0.17%	95.3%
区西部	218,574	327	0.15%	221,777	322	0.15%	98.5%
区西北部	362,889	1,342	0.37%	370,221	1,345	0.36%	100.2%
区東北部	274,302	548	0.20%	283,639	519	0.18%	94.7%
区東部	246,842	186	0.08%	256,335	183	0.07%	98.4%
区部計(A)	1,677,425	3,399	0.20%	1,718,032	3,325	0.19%	97.8%
西多摩	80,814	1,152	1.43%	84,404	1,121	1.33%	97.3%
南多摩	273,029	1,641	0.60%	287,144	1,588	0.55%	96.8%
北多摩西部	120,798	142	0.12%	125,120	120	0.10%	84.5%
北多摩南部	177,088	595	0.34%	182,667	577	0.32%	97.0%
北多摩北部	147,563	718	0.49%	152,229	669	0.44%	93.2%
多摩計(B)	799,292	4,248	0.53%	831,564	4,075	0.49%	95.9%
島しょ	8,334	0	0.00%	8,512	0	0.00%	-
島しょ計(C)	8,334	0	0.00%	8,512	0	0.00%	-
合計 (D=A+B+C)	2,485,051	7,647	0.31%	2,558,108	7,400	0.29%	96.8%

老人福祉 圏域別	平成 22 年度				平成 23 年度			
	高齢者 人 口	必要入所定員総数			高齢者 人 口	必要入所定員総数		
			高齢者比	20 年度比			高齢者比	20 年度比
区中央部	142,447	86	0.06%	86.9%	143,663	74	0.05%	74.7%
区南部	211,042	451	0.21%	95.1%	214,157	418	0.20%	88.2%
区西南部	238,958	388	0.16%	91.7%	240,380	331	0.14%	78.3%
区西部	223,464	318	0.14%	97.2%	225,469	248	0.11%	75.8%
区西北部	375,947	1,334	0.35%	99.4%	379,669	1,233	0.32%	91.9%
区東北部	289,284	295	0.10%	53.8%	292,285	141	0.05%	25.7%
区東部	261,695	181	0.07%	97.3%	270,628	180	0.07%	96.8%
区部計(A)	1,742,837	3,053	0.18%	89.8%	1,766,251	2,625	0.15%	77.2%
西多摩	86,620	1,112	1.28%	96.5%	88,523	1,109	1.25%	96.3%
南多摩	300,287	1,444	0.48%	88.0%	310,843	1,360	0.44%	82.9%
北多摩西部	129,446	103	0.08%	72.5%	133,296	80	0.06%	56.3%
北多摩南部	186,275	523	0.28%	87.9%	188,758	449	0.24%	75.5%
北多摩北部	155,285	650	0.42%	90.5%	157,633	602	0.38%	83.8%
多摩計(B)	857,913	3,832	0.45%	90.2%	879,053	3,600	0.41%	84.7%
島しょ	8,643	0	0.00%	-	8,799	0	0.00%	-
島しょ計(C)	8,643	0	0.00%	-	8,799	0	0.00%	-
合計 (D=A+B+C)	2,609,393	6,885	0.26%	90.0%	2,654,103	6,225	0.23%	81.4%

4 特定施設（特定施設入居者生活介護）の設置促進

＜特定施設の必要利用定員総数の考え方＞

- 第4期（平成21～23年度）における特定施設の必要利用定員総数については、区市町村の介護保険事業計画上の利用者数の見込みに基づき、介護専用型特定施設及び混合型特定施設⁵の利用者数見込みの合算値を都全体の必要利用定員総数とし、既存施設の配置状況等を勘案の上、広域的に調整して、老人福祉圏域（以下、「圏域」という。）ごとに設定します。
- 介護専用型特定施設は、要介護者の居住の場として重要な役割を担っていることから、第4期においても第3期（平成18～20年度）の必要利用定員総数を引き続き維持します。
- 混合型特定施設については、地域バランスに配慮しながら、必要利用定員総数を設定しています。

【現状と課題】

〔特定施設〕

- 混合型特定施設は、第3期計画の必要利用定員総数に対し、平成20年9月1日現在、区部の一部の圏域では達していないところがあります。介護専用型特定施設の設置は進んでいません。
- 介護保険サービス以外のサービス（室料、食費、個人的な経費等）は全額入居者による負担であることから、入居者の幅広いニーズに応えることが可能である半面、契約をめぐる消費者トラブルにも注意が必要です。

〔ケアハウス・軽費老人ホーム〕

- 軽費老人ホームについては新たな国の基準省令（平成20年6月施行）により、現行のケアハウスに一本化する方向が示されています。現行の軽費老人ホームA型・B型については、建て替え時まで現行制度（施設）による運営となっています。
- 都内の軽費老人ホームA型（9施設定員660人）、B型（5施設302人）（いずれも平成20年10月1日現在）には、老朽化した施設が多く存在しており、建て替え時にはケアハウスや介護保険施設等へ転換することが必要です。

⁵ 「介護専用型特定施設」と「混合型特定施設」

有料老人ホーム、ケアハウス、適合高齢者専用賃貸住宅等で、一定の人員配置等を行うことにより都道府県知事の指定を受けた施設が、要介護認定を受けた入居者に介護を提供した場合に、特定施設として介護保険の給付対象となる。

原則要介護者のみ入居可能な「介護専用型特定施設」と、要介護者ではない者も入居可能な施設である「混合型特定施設」に区分される。